第明
三治
種十
郵五
便年
物三
認月
可十
日

官報（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　一

特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所
定計量器型式承認、日本放送協会入
札、公認会計士等の登録及び登録抹
消、日本弁護士連合会懲戒の処分関
係　三

地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関
係　三

会社その他　三

会社決算公告　六

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第３１１９号
大阪府東大阪市新鴻池町14番16号
債務者　樋口　秀明
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　薄木英二郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１７１号
大阪府守口市寺方元町１丁目５番12号、前住所大阪府守口市南寺方東通３丁目６番１号
債務者　河嵜　穂積
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　洞　　良隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２３２号
大阪市阿倍野区北畠３丁目５番２―201号、事業所所在地大阪市西成区天下茶屋３―７―10
債務者　ひかり理容院こと　西　　鉄男
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２３３号
大阪市阿倍野区北畠３丁目５番２―201号
債務者　西　　延子
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２８３号
大阪市阿倍野区天王寺町北３丁目14番14―1204号
債務者　湯山鉄工所こと　湯山　隆司
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸野　　正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月17日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３１２号
大阪市東住吉区山坂２丁目20番17号
債務者　穂積　　欣
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　広瀬元太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３３１号
大阪府岸和田市藤井町２丁目12番32―102号、前住所大阪府岸和田市藤井町２丁目10番18号
債務者　稲葉　哲郎
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金　　奉植
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月17日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３２号
神戸市長田区庄山町２丁目４番２号
債務者　三宅　和代
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　昌利
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４８９号
札幌市東区北18条東４丁目４番５―101号
債務者　大牧　一則
1　決定年月日時　平成25年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　竜司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月11日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３９号
愛知県一宮市花池４丁目３番22号
債務者　熊澤ゆり子
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　亮治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月25日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第３１９４号
大阪市生野区田島３丁目１番８号　パインウェル２―H、住民票上の住所大阪市生野区田島３丁目１番８号　パインウェル２―D
債務者　近藤　恵美（旧姓松井）
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野野村泰二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２００号
大阪府高槻市大畑町16番16―201号
債務者　坪井　三省
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木晋輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部